

総社市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第15号

総社市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

総社市社会福祉事務所長事務委任規則（平成17年総社市規則第51号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>（児童福祉法による委任） 第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第32条第2項の規定により、次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。</p>	<p>（児童福祉法による委任） 第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第32条第2項の規定により、次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。 <u>（1）法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費の支給に関すること。</u> <u>（2）法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費の支給及び同条第2項に規定する額の決定に関すること。</u> <u>（3）法第21条の5の5第2項に規定する障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の通所給付決定に関すること。</u> <u>（4）法第21条の5の6第2項に規定する調査及び調査委託に関すること。</u> <u>（5）法第21条の5の7第1項に規定する障害児通所支援費等の支給の要否の決定、同条第2項に規定する意見聴取、同条第4項に規定する障害児支援利用計画案の提出請求、同条第6項に規定する通所支給要否決定、同条第7項に規定する障害児通所支援の量の決定、同条第9項に規</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>定する通所受給者証の交付，同条第11項に規定する指定通所支援に要した費用の支払代行，同条第13項に規定する障害児通所支援費の審査及び支払並びに同条第14項に規定する支払事務の委託に関すること。</u></p> <p><u>(6) 法第21条の5の8第2項に規定する通所給付決定の変更決定及び通所受給者証の提出請求並びに同条第4項に規定する通所受給者証への記載及び返還に関すること。</u></p> <p><u>(7) 法第21条の5の9第1項に規定する通所給付決定の取消し及び同条第2項に規定する通所受給者証の返還請求に関すること。</u></p> <p><u>(8) 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費の支給に関すること。</u></p> <p><u>(9) 法第21条の5の13第1項に規定する放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費，特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給及び同条第3項に規定する意見聴取に関すること。</u></p> <p><u>(10) 法第21条の5の21第1項に規定する文書等の提出若しくは提示命令又は質問若しくは検査に関すること。</u></p> <p><u>(11) 法第21条の5の22第5項に規定する指定障害児事業者等の通知に関すること。</u></p> <p><u>(12) 法第21条の5の23第2項に規定する指定障害児事業者の通知に関すること。</u></p> <p><u>(13) 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療費の支給及び同条第3項に規定する肢体不自由児通所医療に要した費用の支払代行に関すること。</u></p> <p><u>(14) 法第21条の6に規定する障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関すること。</u></p> <p><u>(15) 法第21条の6第1項に規定する補装具の交付若しくは修理又は費用の支給に関すること。</u></p> <p><u>(16) 法第21条の10第1項に規定する居宅生活支援費の支給に関すること。</u></p> <p><u>(17) 法第21条の11第1項に規定する居宅生活支援費の申請，同条第2項に規定する支給の要否の決定，同条第3項に規定する支給期間及び支給量の決定，同条第5項に規定する居宅受給者証の交付，同条第8項に規定する指定居宅支援に要した費用の支払代行並びに同条第10項に規定する居宅生活支援費の審査及び支払に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(18) <u>法第21条の12第1項に規定する特例居宅生活支援費の支給に關すること。</u></p> <p>(19) <u>法第21条の13第1項に規定する支給量の変更申請，同条第2項に規定する支給量変更の決定及び居宅受給者証の提出並びに同条第3項に規定する居宅受給者証への記載に關すること。</u></p> <p>(20) <u>法第21条の14第1項に規定する支給決定の取消し及び同条第2項に規定する居宅受給者証の返還に關すること。</u></p> <p>(21) <u>法第21条の15に規定する文書等の提出若しくは提示又は質問若しくは照會に關すること。</u></p> <p>(22) <u>法第21条の25第1項に規定する児童居宅支援の提供又はその委託及び同条第2項に規定する日常生活用具の給付若しくは貸与又はその委託に關すること。</u></p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) <u>法第24条第1項本文に規定する保育の実施及び同項ただし書に規定する適切な保護に關すること。</u></p> <p>(26) <u>法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費の支給，同条第3項に規定する費用の支払代行，同条第5項に規定する審査及び支払並びに同条第6項に規定する支払事務の委託に關すること。</u></p> <p>(27) <u>法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費の支給及び同条第2項に規定する額の決定に關すること。</u></p> <p>(28) <u>法第24条の33に規定する指定障害児相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は助言その他の援助に關すること。</u></p> <p>(29) <u>法第24条の34第1項に規定する文書等の提出若しくは提示命令又は質問若しくは検査に關すること。</u></p> <p>(30) <u>法第24条の35第1項に規定する指定障害児相談支援事業者に対する勧告，同条第2項に規定する公表，同条第3項に規定する措置命令及び同条第4項に規定する公示に關すること。</u></p> <p>(31) <u>法第24条の36に規定する指定障害児相談支援事業者に係る指定の取り消し又は効力の停止に關すること。</u></p> <p>(32) <u>法第24条の37に規定する指定障害児相談支援事業者の指定，事業の廃止及び指定の取り消しに伴う公示に關すること。</u></p> <p>(33) <u>法第24条の39第2項に規定する厚生労働大臣若しくは都道府県</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 略</p> <p>第9条 地方自治法第153条第2項の規定により、児童福祉法（以下この条において「法」という。）に係る次に掲げる事務を社会福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>知事との連携及び同条第3項に規定する権限の執行要求に関すること。</p> <p><u>(34) 法第51条に規定する費用の支弁に関すること。</u></p> <p><u>(35) 法第57条の2第1項に規定する偽りその他不正受給者に対する障害児通所給付費等の徴収及び同条第2項に規定する返還に関すること。</u></p> <p><u>(36) 法第57条の3第1項に規定する文書等の提出若しくは提示命令又は質問に関すること。</u></p> <p><u>(37) 法第57条の3の2第1項に規定する文書等の提出若しくは提示命令又は質問若しくは検査に関すること。</u></p> <p><u>(38) 法第57条の4第1項に規定する文書等の閲覧若しくは提供請求又は関係機関等に対する報告の請求に関すること。</u></p> <p><u>(39) 法第62条の7に規定する過料を科する規定の設定に関すること。</u></p> <p><u>(40) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。次号において「令」という。）第24条第1項に規定する氏名の変更等の届出、同条第2項に規定する居宅受給者証への記載及び同条第3項に規定する居住地の変更の届出に関すること。</u></p> <p><u>(41) 令第25条に規定する居宅受給者証の再交付に関すること。</u></p> <p><u>(42) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この条において「省令」という。）第21条の2に規定する居宅利用者負担額の通知に関すること。</u></p> <p><u>(43) 省令第21条の6第3項に規定する発見された亡失居宅受給者証の返還に関すること。</u></p> <p><u>(44) 省令第21条の9第1項に規定する特例居宅生活支援費の支給申請に関すること。</u></p> <p><u>(45) 省令第21条の13に規定する児童相談所の判定に関すること。</u></p> <p><u>(46) 略</u></p> <p>第9条 地方自治法第153条第2項の規定により、児童福祉法（以下この条において「法」という。）に係る次に掲げる事務を社会福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 法第21条の6第3項に規定する補装具の交付又は修理の委託に関すること。</u></p> <p><u>(4) 法第21条の10に規定する放課後児童健全育成事業に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 法第56条第2項に規定する費用の徴収，同条第5項に規定する費用の支払命令及び同条第7項に規定する未支払費用の徴収に関すること。</p>	<p>(5) <u>法第21条の2第2項に規定する指定居宅支援事業者に係る通知に関すること。</u></p> <p>(6) <u>法第21条の2第4第1項に規定する指定居宅支援に関する情報の提供，相談及び助言並びに同条第2項に規定する指定居宅支援の利用の調整等に関すること。</u></p> <p>(7) <u>法第56条第2項に規定する費用の徴収，同条第3項に規定する保育費用の徴収，同条第5項に規定する費用の支払命令及び同条第7項に規定する未支払費用の徴収に関すること。</u></p> <p>(8) <u>法第57条の2第1項及び第2項に規定する不正利得の徴収に関すること。</u></p>

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。